

箱根路森林浴ウォーク2021(第37回大会)

「新しい生活様式」下で緑の息吹を感じながら、初夏の箱根を歩きますか？

日時 5月16日(日) (小雨決行・新型コロナウイルス感染症蔓延状況により中止する場合があります)・スタート 8～9時

スタート会場

星槎レイクアリーナ箱根

芦ノ湖一周コース(21km)

《多くの声で復刻した中級者向けロングコース》自由歩行《400人限定》
※参加者が上限を超えた場合は抽選となります。

星槎レイクアリーナ箱根～芦ノ湖西岸～箱根町港(歩or船)[13km]～箱根関所～元箱根港(歩or船)[15km]～箱根園～星槎レイクアリーナ箱根[21km]

対象 健康で大会の決まりおよびウォークマナーを守れる方(小学生以下は保護者の同伴が必要)

参加費 1,500円(中学生以下は無料。参加費にはコースマップ、記念品、傷害保険料などを含む)

申込方法

①代表者氏名、電話番号、住所、生年月日、一緒に参加する方の氏名、会場までの交通手段等の必要事項を明記の上、Eメール、FAX、郵送にて3月22日(月)までにお申し込みください。

※パンフレットに申込用紙が付属しています。パンフレットは町内各出張所等の窓口にあります。

※QRコードを読み込みますと申し込み画面が表示されますので、必要事項を入力の上、送信ボタンを押せば申し込み完了となります。



②参加申し込みが400人に満たない場合は申し込み者全員に払込取扱票を送付します。抽選となった場合は当選の方に当選通知及び払込取扱票を送付しますので、4月16日(金)までにお支払いください。

③参加費の納付が確認できた方へ、順次参加登録証を送付いたします。当日会場の受付にてご提示ください。

コロナ対策

本大会は新型コロナウイルス感染症防止対策を実施します。参加される方はパンフレットの新型コロナウイルス対策を遵守したうえで参加してください。

申込・照会先 箱根路森林浴ウォーク実行委員会
☎85-7601 FAX 85-7200
Eメール hakonezishinrinyokuwalk@gmail.com

無料お困りごと相談会(事業者サポート)
台風や新型コロナウイルス蔓延等の影響により、売上が減少したり、経営にお困りの町内事業者に対し、経営専門コーディネーターにワンストップで相談できる相談会を実施します。
日時 3月18日(木)9時30分～12時、13時30分～16時
場所 役場分庁舎4階第7会議室
対象 町内事業者の方
内容 資金繰りや雇用等、経営全般のお困りごと相談
相談員 神奈川県よろず支援拠点コーディネーター
照会先 公益財団法人神奈川県産業振興センター
☎045-1633-1520
観光課 ☎85-174-110
※参加を希望される方は、事前に電話で予約してください。なお、予約なしに当日お越しいただくことも可能です。進行状況によってはお待ちいただくこともあります。

税の申告受け付け

町における所得税の申告受け付けは3月14日(日)まで(町県民税は15日(月)まで)
3月の町における所得税の申告受付の日程は次のとおりです。

予約方法	電話または役場本庁舎税務課窓口	電話番号	☎85-7750 (税務課)
受付時間	平日の8時30分から17時15分まで	締切日	各会場の申告相談日の4営業日前

※閉庁日や出張所等では予約受付をしません。

<3月の申告相談日と予約締切日> ※予約締切日は申告相談日の4営業日前です。

申告相談日	会場	予約締切日	申告相談日	会場	予約締切日
3月1日(月)	湯本	予約締切りました	3月9日(火)	宮城野	3月3日(水)
3月2日(火)	湯本	予約締切りました	3月10日(水)	湯本	予約不要
3月3日(水)	湯本	予約不要	3月11日(木)	湯本	予約不要
3月4日(木)	仙石原	予約締切りました	3月12日(金)	湯本	予約不要
3月5日(金)	仙石原	3月1日(月)	3月14日(日)	湯本	3月9日(火)
3月8日(月)	宮城野	3月2日(火)	※3月15日(月)	湯本	予約不要

受付時間: 9時～12時 13時～16時 (12時～13時は受付を行いません。) ※3月15日(月)は町県民税の申告のみ受付します。
会場 湯本: 役場分庁舎4階会議室 宮城野: 宮城野公民館 仙石原: 仙石原文化センター

既に予約を締め切っている日、予約が必要ない日がありますので、注意してください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での検温の実施、マスクの着用にご協力をお願いします。

医療費控除について

平成29年分の申告から領収書の添付は必要なくなりましたが、自宅で5年間保管してください。

事前に領収書を受診者・病院ごとに集計し医療費の明細書を作成してください。様式は税務課、各出張所、国税庁のホームページにあります。

町では領収書を持参しても受け取りません。

住民税に関する事項の記入

確定申告書の第二表には、「寄付金税額控除」、

「配当割額控除額」、「16歳未満の扶養親族」や、「同一生計配偶者」欄などがあります。該当する場合は記入してください。記入がない場合は、町県民税に適用されません。

その他 町内の会場の他、所得税は小田原税務署でも申告できます。税務署では、混雑緩和のため、LINEや会場で整理券が配付されますので、詳細は小田原税務署に問い合わせてください。

また、確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) 「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

照会先 ●税務課 ☎85-7750
●小田原税務署 ☎0465-35-4511 (代表)

原動機付自転車などの名義変更等の案内
原動機付自転車や軽自動車などの廃車、名義変更は届出を
軽自動車税(種別割)は、
毎年4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などの保管場所がある市区町村から課税されます。
これらを廃車、名義変更した場合、または町外に転出してその保管場所が変更になった場合は、それぞれの届け出先で必ず手続きをしてください。
○排気量125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー
届出先 税務課 ☎8517750
○排気量125ccを超える二輪車
届出先 湘南自動車検査登録事務所 ☎0501554012038
○三輪・四輪の軽自動車(排気量660cc以下)
届出先 軽自動車検査協会湘南支所 ☎0501381613119

国民年金付加保険料制度について
国民年金付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(一月あたり400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。
付加保険料を納めるためには申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。
手続きを希望する方は、保険健康課または出張所窓口へ申し込んでください。
照会先 保険健康課 ☎8519564
○他市区町村ナンバープレートの原動機付自転車を町内で所有している方へ
原動機付自転車のナンバープレートは、その保管場所のある市区町村で交付を受けるように定められていますので、「箱根町」のナンバープレートの変更手続きをしてください。
照会先 税務課 ☎8517750